⑵　監査の体制の確立

国税庁、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体は、それぞれ監査の体制を確立し、国税・地方税連携ネットワークシステムの企画、開発、運用保守及び利用の各段階におけるセキュリティ対策の評価を行い、その結果に基づき国税・地方税連携ネットワークシステムの改善をすること。

第５　他の情報システムとの接続

１　他の情報システムとの接続条件

国税・地方税連携ネットワークシステムと税務システムその他の国税・地方税連携ネットワークシステム以外の情報システム（以下「他の情報システム」という。）を接続する場合は、次のセキュリティ対策を講ずること。

⑴　電気通信回線上の盗取の防止

国税・地方税連携ネットワークシステムと他の情報システムとの接続に係る電気通信回線は専用回線を用いるとともに、通信データの盗取の防止についての必要な対策を講ずること。

⑵　ファイアウォールによる通信制御

国税・地方税連携ネットワークシステムと他の情報システムとの間にファイアウォールを設置し、国税・地方税連携ネットワークシステム上の処理又は他の情報システム上の処理に係る通信のみが可能となるよう通信制御を行うこと。

２　他の情報システムとの接続状況についての連絡調整

国税庁及び指定法人は、国税・地方税連携ネットワークシステムと他の情報システムとの接続状況について、必要に応じ、相互に連絡調整を行うとともに、指定法人は、認定委託先事業者、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体と連絡調整を行うこと。また、指定法人は、それぞれの他の情報システムにおいて特定個人情報の漏えいのおそれがある場合は、認定委託先事業者、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体と連絡調整を行うこと。

○内閣府告示第四百四十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第二十条第四号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第二十条第四号の規定に基づき内閣総理大臣が定める措置を次のように定める。

平成二十七年十二月二十一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第二十条第四号の規定に基づき内閣総理大臣が定める措置

第１　総論

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第８号の場合であって、国税庁長官又は都道府県知事若しくは市町村長の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法以外の方法により特定個人情報を提供するときは、第２から第８までに掲げる措置を講ずること。

第２　提供する特定個人情報の漏えい防止

提供する特定個人情報を出力装置から出力したとき又は複写機により複写したときの当該特定個人情報の漏えいを防止するため、必要な措置を講ずること。

第３　可搬記憶媒体の管理

１　持出し及び返却の確認等

⑴　使用する可搬記憶媒体（光ディスク等（光ディスク、磁気ディスク又は磁気テープをいう。）、ＵＳＢメモリー又は外付けハードディスクドライブその他これに類するものをいう。以下同じ。）の種類、数量等を体系的かつ一元的に記録管理し、現況と一致させること。また、この記録管理された内容を関係職員に周知し、管理している可搬記憶媒体以外のものを使用しないこと。

⑵　可搬記憶媒体の盗難の防止等のため、その保管位置を指定し、持ち出し及び返却を記録すること。

⑶　可搬記憶媒体を破棄する場合には、消磁、粉砕、熔解その他の当該可搬記憶媒体に記録されていた特定個人情報の復元が不可能となる措置を講ずること。

２　不正プログラムの混入防止

可搬記憶媒体への不正プログラムの混入防止のため、必要な措置を講ずること。

第４　責任者の承認

特定個人情報を提供する方法等について、特定個人情報の適正な取扱いのために設置された責任者の承認を得ること。

第５　特定個人情報を提供する際に講ずるべき措置

特定個人情報が記録された書面又は可搬記憶媒体を運搬する際には、第三者がこれらに記録されている特定個人情報の内容を容易に閲覧することができないよう、次に掲げる措置を講ずること。

⑴　可搬記憶媒体に記録して提供する場合は、暗号化、パスワードの設定等の措置

⑵　施錠できる搬送容器を使用する等の措置

第６　特定個人情報の提供を受ける者が運搬する場合の措置

特定個人情報の提供を受ける者が特定個人情報が記録された書面又は可搬記憶媒体を運搬する場合は、当該特定個人情報の提供を受ける者がこの告示に定める措置と同様の措置を講ずるよう求めること。

第７　教育及び研修

特定個人情報の提供に関与する職員に対し、特定個人情報の適正な取扱いについての教育及び研修を実施し、必要な知識を習得させること。

第８　再発防止策の検討

特定個人情報の漏えい等の事故が生じた場合において、その応急措置を実施するとともに、根本原因及び再発防止策について検討を行い、再発防止に努めるために必要な体制を整備すること。

○内閣府告示第四百四十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第二十一条第三号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第二十一条第三号の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準を次のように定める。

平成二十七年十二月二十一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第二十一条第三号の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準

第１　用語の定義等

１　用語の定義

⑴　振替機関システム

振替機関サーバ、端末機、電気通信関係装置（ファイアウォールを含む。以下同じ。）、電気通信回線（口座管理機関サーバ及び発行機関サーバと振替機関サーバを結ぶものを含む。）、プログラム等により構成され、振替機関が、口座管理機関システムが送信する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第９条第３項に規定する書面（所得税法第225条第１項（第１号、第２号、第８号又は第10号から第12号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号を含む特定個人情報（以下単に「特定個人情報」という。）を、振替機関サーバに備えられた記憶媒体に記録して保存するとともに、振替機関サーバに備えられた記憶媒体に保存されている特定個人情報を、口座管理機関システム又は発行者等システムに送信するためのシステム